

訪問看護利用料

(1)介護保険での訪問看護及び介護予防訪問看護における基本利用料金

	20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満
看護師による滞在時間(自己負担1割の方)	332円	496円	871円	1,196円
看護師による滞在時間(自己負担2割の方)	664円	991円	1,742円	2,391円

	20分 1回	20分 2回	20分 3回
理学療法士による滞在時間(自己負担1割の方)	324円	647円	874円
理学療法士による滞在時間(自己負担2割の方)	647円	1,293円	1,747円

- 早朝(午前6時～午前8時)夜間(午後6時～午後10時)のサービス提供にかかるご利用料は上記金額の25%増しとなります。
- 深夜(午後10時～午前6時)のサービス提供にかかわるご利用料は上記金額の50%増しとなります。
- 訪問看護サービス提供体制加算として、1回の訪問看護サービス提供にかかる費用が上記金額に、1割負担の方は7円、2割負担の方は13円が加算となります。
- 介護保険適用外の訪問看護サービス提供にかかる費用については、時間当たり介護報酬告示額の10割となります。
- 上記の他、1ヶ月当たり下記の料金がかかります。

	自己負担1割の方	自己負担2割の方
緊急時訪問看護サービス提供にかかる費用	578円	1,156円
特別管理加算Ⅰ ※1	535円	1,070円
特別管理加算Ⅱ ※2	268円	535円
初回加算	321円	642円
退所時共同指導加算	642円	1,284円
ターミナルケアにかかる費用	2,140円	4,280円
複数名訪問看護にかかる費用(30分未満の場合)	272円	544円
複数名訪問看護にかかる費用(30分以上の場合)	431円	861円
1時間30分以上の訪問看護にかかる費用(1回につき)	321円	642円
死後の処置料	3,000円	3,000円

※1 特別管理加算Ⅰ→在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開指導管理を受けている状態、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテル等を使用している状態

※2 特別管理加算Ⅱ→在宅自己腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人口膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

《キャンセル料について》

①前日までにご連絡いただいた場合……キャンセル料なし

②当日に連絡をいただいた場合……自己負担分についてキャンセル料とする

但し、事業者が緊急の入院などのやむを得ない事情があると認めた場合は、キャンセル料を頂いておりません